

政 令

農林省組織令及び地方農政局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和五十三年七月五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

政令第二百八十二号

農林省組織令及び地方農政局組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十條第三項並びに農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第三十七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二十五条 次に掲げる勅令及び政令の規定中
「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

七十五 植物防疫法施行令（昭和五十一年政令
第四百十六号）

農林大臣 中川 一郎
内閣総理大臣 福田 赳夫